

第二次・第四次朝鮮教育令下の国史教科書の改訂状況

—「内地」及び「満洲」の国史教科書との比較研究のための覚書——

磯 田 一 雄

一 第一次・第二次朝鮮教育令下の『普通学 校国史』

あつた。これはもちろん全般的な教育政策の一環として行
われるわけであるが、とりわけ第三次・第四次朝鮮教育令
下において、その強圧的、暴力的な性格を最も露骨に示し
ている。

植民地「朝鮮」における教育が民族の独立と歴史・言
語・文化を奪い、日本帝国主義の下に隸属を強いるもので
あつたことについては、今更言うまでもない。とりわけ歴
史教育は国語教育とならんで、民族の主体性を侵略する最
も強力な武器であった。⁽¹⁾しかし、言語教育において朝鮮民
族から母国語を奪い取る過程が、幾つかの発展段階を示し
ているように、歴史教育においてもその過程は漸進的で
行われたのではない。それは多かれ少なかれ、他の植民地

(特に「満洲」) や「内地」の教育政策とも有機的な関連を示しているのである。さらに、昭和一〇年代に入つてから植民地「朝鮮」における国史・地理教育は、国民学校期における「満洲」の日本人用の国史地理教科書『皇國の姿』や、さらには「内地」の『初等科国史』などとの関連を見据えながら考察される必要がある。それによつて国民学校期の「内地・外地」を通ずる国史・地理教育の全体像も明らかになつて行くと考えられるからである。

本稿ではこうした問題を追究するための基礎作業として、「朝鮮」における国史教科書の改訂の状況を昭和十年代を中心見て行きたい。

まず、第二次朝鮮教育令時代までのそれを概観してみる。第一次朝鮮教育令(一九一一年二月)公布当初、普通学校(四年制)では歴史という科目を欠いていた。これは日本内地でも四年制の尋常小学校では歴史を置かなかつたのに準じた、というのが表向きの理由である。従つて歴史の教科書は編纂されず、国語の教科書のなかに日本歴史地理関係教材を配するという方針であった。ただし高等普通学校では外国歴史教科書が編纂されていた。しかし三・一運動の影響で教育令が改正され、一九二〇年一一月に、普

通学校を原則として六年制とするのに伴い、日本歴史・地理が加えられた。普通学校は土地の事情によつては五年、または四年制にすることができたが、四年の場合にはやはり日本歴史・地理は教えられなかつた。六年制の場合最初は、文部省の国定国史教科書に朝鮮事歴補充教材を併用していたが、一九二二(大正一一)年の第二次朝鮮教育令施行を前に、普通学校用の国史教科書が編纂された。⁽²⁾これが『普通学校国史』(上巻＝一九二二年一二月、下巻＝一九二三年一二月)で、文語体で書かれている。(一九八五年あゆみ出版から復刻・刊行されたのはこの教科書である。)その内容は、『尋常小学国史』の本文に右の補充教材をところどころ別項目として挿入したものである。この教科書は一九三二年改訂され、(巻一＝一九三三年三月、巻二＝一九三三年三月)、文体は内地の国史教科書に先駆けて口語体となり、朝鮮史関係の事項は別課として独立した。これを同じく初めて口語体となつた国定第四期国史教科書『尋常小学国史』(上巻＝一九三四年、下巻＝一九三五年)と目録を比較してみると次のようである。

一九三三年三月發行

御歴代表

- 第一 天照大神
第二 神武天皇
第三 皇大神宮
第四 日本武尊
第五 昔の朝鮮
第六 神功皇后
第七 仁德天皇
第八 三国の盛衰
第九 聖德太子
第十 天智天皇
第十一 新羅の統一
第十二 聖武天皇
第十三 桓武天皇
第十四 最澄と空海
第十五 菅原道真
第十六 高麗の王建
第十七 藤原道長

御歴代表

- 第一 天照大神
第二 神武天皇
第三 日本武尊
第四 神功皇后
第五 仁德天皇
第六 聖德太子
第七 天智天皇と藤原鎌足
第八 天智天皇と藤原鎌足
第九 聖德太子
第十 天智天皇と藤原鎌足
第十一 足利氏の僭上
第十二 朝鮮の太祖
第十三 足利氏の衰微
第十四 足利氏の衰微
第十五 後奈良天皇
第十六 後奈良天皇

- 第十八 後三条天皇
第十九 源義家
第二十 平氏の勃興
第二十一 平重盛
第二十二 武家政治の起
第二十三 後鳥羽上皇
第二十四 高麗と蒙古
第二十五 北条時宗
第二十六 後醍醐天皇
第二十七 楠木正成
第二十八 新田義貞
第二十九 北畠親房と楠木正行

- 第十四 藤原氏の專横
第十五 後三条天皇
第十六 平氏の勃興
第十七 源義家
第十八 平重盛
第十九 武家政治の起
第二十 後鳥羽上皇
第二十一 北条時宗
第二十二 後醍醐天皇
第二十三 楠木正成
第二十四 新田義貞
第二十五 北畠親房と楠木正行

年表

尋常小学国史 下巻

普通学校国史 卷一
一九三三年三月発行

第四十八 摶夷と開港
(つゞき)

二 西南の役
三 憲法發布

四 朝鮮の国情
五 明治二十七八年戦

六 明治三十七八年戦
七 役

八 明治時代の文化
九 天皇の崩御

十 韓国併合
十一 大正天皇

十二 昭和の大御代
十三 天皇の崩御

十四 大正天皇
十五 条約改正

十六 明治三十七八年戦
十七 韓国併合

十八 天皇の崩御
十九 天皇の崩御

二十 韓国併合
二十一 大正天皇

二十二 明治三十七八年戦
二十三 天皇の崩御

二十四 大正天皇
二十五 新井白石

二十六 德川吉宗
二十七 摶夷と開港

二十八 德川光圀
二十九 德川吉宗

三十 德川吉宗
三十一 摶夷と開港

三十二 德川吉宗
三十三 摶夷と開港

三十四 德川吉宗
三十五 摶夷と開港

三十六 德川吉宗
三十七 摶夷と開港

三十八 豊臣秀吉
三十九 織田信長

四十 李退渙と李栗谷
四十一 德川家光

四十二 德川吉宗
四十三 松平定信

四十四 英祖と正祖
四十五 国学と尊王

四十六 摶夷と開港
四十七 摶夷と開港

四十八 孝明天皇
四十九 王政復古

五十 明治天皇
五十一 明治維新

五十二 高山彦九郎と蒲生
五十三 本居宣長

五十四 天皇の覚悟
五十五 今上天皇の即位

五十六 大正天皇
五十七 天皇の崩御

五十八 天皇の崩御
五十九 武家政治の終

六十 孝明天皇
六十一 武家政治の終

六十二 天皇の崩御
六十三 天皇の崩御

六十四 天皇の崩御
六十五 天皇の崩御

六十六 天皇の崩御
六十七 天皇の崩御

年表

年表

年表

二 第三次朝鮮教育令下の国史教育政策と 『初等国史』

このように最初に発行された『普通学校国史』（上下二巻）および一九三三（三三年）の改訂版においては、文部省編纂の国定国史教科書の記述の外に、朝鮮史の関係事項を別項または別課として挿入しており、一応独立した朝鮮史を含んでいたと言える。特に後者においては「朝鮮に関する事歴を増加し、特に内鮮融和に必要な資料の選択に留意すること」「日韓併合の大旨を会得せしむるに必要な事歴はやや詳細に之を記述すること」とし、また「朝鮮地方の郷土史」を織り込もうとしていた。

ところがこのように独立した「課」として朝鮮史に関する事項を国史の中に入れることなどをめぐって、この教科書に対するきびしい批判が起つた。満洲事変以後の「国体明徴」の主張が力を得つた時のことである。そこで臨時教科用図書調査委員会が設立され、朝鮮史関係事項が国史の主体であるはずの教材との連絡統一を欠き、二元的であること、また日本人と朝鮮人が別々の教科書で指導

されていることの問題性が指摘された。⁽³⁾ この指摘を受けて一九三七年（卷一）と一九三九年（卷二）に改訂発行されたのが『初等国史』である。（この教科書の卷一には異本が存在する。即ちまだ『普通学校国史』だが、それに『初等国史』という表紙と別の奥付を張り付けたぐらぎなもの、さらに完全に『初等国史』になっているものの三者が混在している。三者とも「改訂翻刻印刷日および発行日」は全く同じで、昭和一二年三月二五日および三一日になつていて、初め『普通学校国史』とする予定だったのが、途中で『初等国史』に変更されたのではないか。昭和一四年一月に発行された卷二にはこういうことはないはずである。）⁽⁴⁾

この『初等国史』の目録を『尋常小学国史』のそれと比較してみれば、一見して分かるように、ここでは、従来見られた朝鮮史関係事項は目録から完全に姿を消している。「内地」の国史教科書の目録とほとんど違いがなくなつてしまつていることが分かる。もちろん事実としては朝鮮史に関することも『小学国史』に比べれば相当量含まれてはいるが、それは「地域の実情に応じた」教科書にするのに不可避なためで、あくまで手段に過ぎず、朝鮮史に独自の

価値を認めたものではないから、実質的には朝鮮人民からの自民族史の完全な剥奪であり、微温的な融和政策から強硬な同化政策への路線変更を忠実に反映していると言えよう。宇垣総督時代の文化主義的「内鮮融和」政策が捨てられ、元関東軍司令官南次郎総督による強庄的な「内鮮一体」⁽⁵⁾『朝鮮人の日本人化』政策のもとでこれは行われた。

卷一の冒頭に載せられた天孫降臨の絵がそれを象徴している。（これは翌年発行された、四年制小学校用『国史地理』の表紙も同様である。）これを契機に皇国史觀の説き方が徹底してくづくなつて行くのである。

これは、日本人と朝鮮人が別々の教科書で学んでいることに対する批判への対応策でもあろう。この改訂により、『初等国史』は（日本人用の）小学校の国史教科書と形の上では別建てであつても、内容的にはもはやほとんど同一と見てよくなつたからである。「内地人」の子どもと「朝鮮人」の子どもに、形の上でも全く同じ国史教科書を使わせる条件がこれで整つたわけである。実際第三次教育令公布後の一九三九年（昭和十四年）からこの『初等国史』の卷二がまず共通使用されるようになるのである。

この『初等国史』の改訂版で、国史教科書では初めて二

卷ともそれぞれ三枚ずつの色刷り挿絵が入ることになつた。卷一では「天孫降臨」「仁德天皇」「桜井の駅」、卷二是「後陽成天皇の聚楽第行幸」「明治天皇新政方針を神々に誓ふ」「韓国併合」（この絵は『尋常小学国史』にはベン画で、「小学国史」や「皇国の姿」にはモノクロで挿し絵として使われている）である。ここにも感覚的に皇国民思想を植え付けようという意図が露骨に見られる。このアイデアは、次に見る四年制小学校用教科書『国史地理』（上下二巻、一九三八年）やその後の『初等国史』の改訂版（一九四〇～四年発行）のほか、関東局在満教務部教科書編輯部発行の在満・関東国民学校の『国民科国史地理』用統合教科書『皇國の姿』（上巻および第六学年の二巻、一九四二～四三年）にも引き継がれている。

その実際を示すと、『初等国史』卷一の冒頭にある「天孫降臨」の色刷りの口絵と同じ趣向の絵が『国史地理』各巻の内表紙の上部にも入つてゐるがこちらは色刷りではない。

『国史地理』の色刷り口絵は、上巻が「大和の春」、「楠木正成の勤皇」（桜井の別れ）、「後陽成天皇の聚楽第行幸」、下巻

が「明治天皇が新政の御方針を神々におちかひあそばされ

た、「韓國併合」である。一九四〇～四一年の『初等国史』の改訂では口絵の数がそれぞれ四枚ずつに増加している。第五学年は「國のはじめ」（天孫降臨）、「神のまもり」（金色の鶴）、「即位の礼（今上天皇）」、「明治天皇」（単色）、第六学年は「國のまじはり（遣唐使）」、「海上發展（朱印船の貿易）」、「内鮮」（朝鮮神宮ほかの写真）、「空のきそひ（重爆撃機の雄姿）」（写真）。「國の姿」も上巻はよく似いて、「皇大神宮」、「神武天皇の御即位」、「桜井の駅の別れ」、「後陽成天皇の聚楽第行幸」（ほかに色刷り地図一葉）、第六学年（下巻）では「明治天皇の太平洋天覧」のみ（ほかに色刷り地図一葉）である。なお一九四四年に発行された『初等国史』の再改訂版ではこの色刷り挿絵が消えているのは時局の反映か。

さらにここで注目されるのは、「初等」という国民学校教科書で多用された名称が、国史の教科書名としても現れてきたことである。教科書名に「初等」が現れるのは一九三一年の『初等理科書』が恐らく最初であろう。翌一九三二年には『初等地理書』が出現している。普通学校では地理は從来文部省の国定教科書に「普通学校地理補充教材」を併用してきたのが、この時朝鮮独自の教科書を編纂して

「内鮮」の子どもが共通使用することになったのである。そうでなければ、当然『普通学校地理』といったような名称になつたはずである。小学校と普通学校の両方に共通という意味で「初等」と名付けたものであろう。もつともこの『初等国史』の卷一が出されると間もなく普通学校は小学校と改称されることになるのだが、「初等」という名称は引き続き存続し、やがて国民学校時代になると「旧朝鮮」だけではなく、内地・外地を問わず普遍的に使用されることになる。

ところでこの『初等国史』の卷一の発行と卷二の発行との間に、第三次朝鮮教育令が公布され、国史の目的も変更された。それに応じて早速『初等国史』の改訂も必要になつたのだが、その改訂版が出る前に、この『初等国史』は卷二だけが一九三九年度より第六学年で共通使用されるようになつた。翌四〇年度には第五学年で新しく改訂された『初等国史・第五学年』（一九四〇年発行）が共通使用されるようになり、さらに四一年度には『初等国史・第六学年』も発行されて、国史教科書共通使用の体制が完成するのである。教科書の共通使用は「内鮮一体」の具体的な現れであり、ひいては国民学校の構想した興亞教育、さら

初等国史 卷一

第十五	源義家	一九三八年 三月翻刻
第十六	平氏の勃興	二 明治二十七八年戦役
第十七	平重盛	三十一 織田信長
第十八	武家政治の起	三十二 豊臣秀吉
第十九	後鳥羽上皇	三十三 豊臣秀吉(つゞき)
第二十	元寇(つゞき)	三十四 德川家康
第二十一	後醍醐天皇	三十五 德川家康(つゞき)
第二十二	楠木正成	三十六 德川家光
第二十三	德川光圀	三十七 德川光圀
第二十四	新田義貞	三十八 德川吉宗
第二十五	北畠親房と楠木正	三十九 德川氏の衰運
第二十六	行	四十 尊王論
第二十七	菊地武光	四十一 摶夷と開港
第二十八	足利氏の僭上	四十二 摶夷と開港
第二十九	(つゞき)	四十三 孝明天皇
第三十	足利氏の衰微	四十四 王政復古
第三十一	足利氏の衰微	四十五 明治天皇
第三十二	(つゞき)	四十六 明治維新
第三十三	桓武天皇	一 年表
第三十四	聖武天皇	二 天皇の崩御
第三十五	天智天皇と藤原鎌足	三 昭和大御代
第三十六	天智天皇と藤原鎌足	四 大正天皇
第三十七	(つゞき)	五 昭和天皇
第三十八	天智天皇と藤原鎌足	六 憲法発布
第三十九	天智天皇と藤原鎌足	七 一九三九年 一月改訂翻刻
第四十	天智天皇と藤原鎌足	八 初等国史 卷一
第四十一	天智天皇と藤原鎌足	九 初等国史 卷二
第四十二	天智天皇と藤原鎌足	十 初等国史 卷三
第四十三	天智天皇と藤原鎌足	十一 初等国史 卷四
第四十四	天智天皇と藤原鎌足	十二 初等国史 卷五
第四十五	天智天皇と藤原鎌足	十三 初等国史 卷六
第四十六	天智天皇と藤原鎌足	十四 初等国史 卷七

第十五	源義家	一九三八年 三月翻刻
第十六	平氏の勃興	二 明治二十七八年戦役
第十七	平重盛	三十一 織田信長
第十八	武家政治の起	三十二 豊臣秀吉
第十九	後鳥羽上皇	三十三 豊臣秀吉(つゞき)
第二十	元寇(つゞき)	三十四 德川家康
第二十一	後醍醐天皇	三十五 德川家康(つゞき)
第二十二	楠木正成	三十六 德川家光
第二十三	德川光圀	三十七 德川光圀
第二十四	新田義貞	三十八 德川吉宗
第二十五	北畠親房と楠木正	三十九 德川氏の衰運
第二十六	行	四十 尊王論
第二十七	菊地武光	四十一 摶夷と開港
第二十八	足利氏の僭上	四十二 摶夷と開港
第二十九	(つゞき)	四十三 孝明天皇
第三十	足利氏の衰微	四十四 王政復古
第三十一	(つゞき)	四十五 明治天皇
第三十二	桓武天皇	四十六 明治維新
第三十三	聖武天皇	一 年表
第三十四	天智天皇と藤原鎌足	二 天皇の崩御
第三十五	天智天皇と藤原鎌足	三 昭和大御代
第三十六	天智天皇と藤原鎌足	四 大正天皇
第三十七	(つゞき)	五 昭和天皇
第三十八	天智天皇と藤原鎌足	六 憲法発布
第三十九	天智天皇と藤原鎌足	七 一九三九年 一月改訂翻刻
第四十	天智天皇と藤原鎌足	八 初等国史 卷一
第四十一	天智天皇と藤原鎌足	九 初等国史 卷二
第四十二	天智天皇と藤原鎌足	十 初等国史 卷三
第四十三	天智天皇と藤原鎌足	十一 初等国史 卷四
第四十四	天智天皇と藤原鎌足	十二 初等国史 卷五
第四十五	天智天皇と藤原鎌足	十三 初等国史 卷六
第四十六	天智天皇と藤原鎌足	十四 初等国史 卷七

には大東亜教育への具体的な歩みを示すものであると言えよう。国民学校という名称は「満洲帝国」の国民教育制度で一九三七年（康徳四年）に「学制」のなかで出現しているが、教科書名での「初等」の使用は朝鮮が最初だったのである。

だが、この『初等国史』の改訂に先立つて、誠に注目すべき教科書が現れるのである。それが四年制小学校用の教科書『国史地理』である。

だが、この『初等国史』の改訂に先立つて、誠に注目す

り共学とすることになった。教授上の要旨、教科目、教科課程についても、朝鮮語以外は全く日本人のそれと同じになり、しかも從来普通学校の必修科目であつた朝鮮語が随意科目になってしまったのである。これは從来の「忠良な臣民育成」から「皇國臣民教育」へと転換した教育目標に対応した措置であった。

これに伴い、從来の四年制の普通学校は「土地ノ状況」によつては当分の間四年制の尋常小学校とするのを認め、漸次六年制に延長して行くことになつた。從来四年制の普通学校には国史や地理を置いていたが、朝鮮人の「皇國民化」のためには是非四年制の小学校にもこれらを置く必要があるという理由から、特別の教科書を作つて第四学年に「国史地理」という教科を新しく週二時間置くことにしたのである。この特別な教科書が、国史の体系を中心に、「大体国史七、地理三の割合」で統合的に叙述した教科書『国史地理』（上下二巻）である。これについて当時の朝鮮総督府教科書編輯彙報は次のように言う。

第三回朝鮮教育令によつて普通学校は小学校と改称された。もつと正確に言えば、從来の「国語（日本語）を常用するもの」（小学校）と「國語を常用せざるもの」（普通学校）とに區別されていたのが後者の規定を廢止して、小学校のそれに統一されたのである。同様に高等普通学校・女子高等普通学校もそれぞれ中学校・高等女学校とされた。そして既設の公立学校においては日本人と朝鮮人の学校が区別されていたが、新しく設置する学校は支障のないかぎ

新刊『国史地理』編纂の趣旨と取扱上の注意
本年度新刊書の一として『国史地理』がある。先ず

四月に、その上巻が刊行された。本書は、四年制尋常小学校第四学年児童の前期用として編纂されたものである。準拠した法令は、朝鮮總督府令第二十四号「小学校規程」の第二号表、国史地理科第四学年の項で、それによると毎週教授時数は二時間、要項は「国史、日本地理ノ大要、満洲及支那其他諸外国ノ大要」と示されてゐる。

夙くから四年制の普通学校で授けられる教科を六年制のものに比較すると、国史と地理の欠けてゐることが、甚だ遺憾に感ぜられてゐた。それだけでなく、六年制の学科規程について考へても、第四学年にこの両科を欠いてゐるのは、二十年近くも前から理科が加へられてゐるのと比べて、頗る片手落の嫌ひがあつた。何となれば、国史は、国体觀念の完成、國民精神の涵養、國家發展の由來体得の為めには、必要欠くべからざるもの、地理は、國家の現勢を知り、世界に於けるわが国の地位を認識する為めには、最も重要なもの、いづれも、その學習によつて、國民たるの自覺と誇負とを体得させることができるからである。然るに、今回教育令改正に伴なつて、小学校規程の中に、四年

制第四学年の教科としてこの両科が加へられたことは、慶賀にたへないことである。そこで、一つには、四年制小学校の終了者も、六年制の卒業生と同様、この両科を學習し得ることと、一つには、尋常小学校第四学年の程度に於いて、この両科を課する道が開かれしたことと、「一つの重大意義を見出さなければならぬ。正に小学校教育上、画期的な事実」といつても過言ではない。

この大切な改正規程の使命を果たす為めに、「国史地理」は生まれたのである。而して、本書の編纂についても、又、極めて重要な、革新的な方針がとられてゐる。それは、国史と地理との綜合教授を目指した点である。近來小学校科目は、新しい要求の生まれる毎に加設されて、常に屋上屋を架するやうな嫌ひがあつた。その上、教授の実際は、割合に進歩の跡が顕著とはいへないで、とかく専門分科の弊を生ずる傾向があつた。各科教材の重複、取扱態度の錯乱、各科聯絡の欠如など、好ましくない事例が數くない。そこで、これに反省を加へて、合科或は綜合教授法が次第に考慮されるやうになつて來た。このやうな時に、本書が

両科の総合教授を目指して編纂されたことは、極めて意義があり、教授の実際に当たつて、何よりも念頭に置かなければならぬ点である。かかる総合教授によつて、はじめて、縦の系列である国家の歴史的発展と、横の序列である地理的現勢とが織出されてゐる、輝かしい皇國日本の雄姿を把握せしめることができるであらう。⁽⁶⁾（傍点＝原文）

この教科書の目録⁽⁷⁾と本文冒頭部分は次のようである。

国史地理（四年制小学校第四学年用）

朝鮮総督府

一九三八年四月発行

もくろく

上 卷

御歴代表

- 第一 大日本帝国
- 第二 天皇陛下の御先祖
- 第三 皇大神宮
- 第四 国のはじめ
- 第五 皇室の御めぐみ

第十六	太平のめぐみ	(一)	第六	大陸とのゆきさ	(二)
第十七	新政のひかり	(二)	第七	大陸とのゆきさ	(二)
第十八	新政のひかり	(二)	第八	奈良の都	
第十九	みいつのかゞやき	(二)	第九	京都の都	
第二十	みいつのかゞやき	(二)	第十	武家のてがら	(二)
第二十一	みいつのかゞやき	(三)	第十一	武家のてがら	(二)
第二十二	大み代のさかえ	(一)	第十二	勤王のまごころ	
第二十三	大み代のさかえ	(二)	第十三	朝廷の御威光	
第二十四	大み代のさかえ	(三)	第十四	国威のかゞやき	
			第十五	太平のめぐみ	(一)
			第十六	太平のめぐみ	(一)
			第十七	新政のひかり	(二)
			第十八	新政のひかり	(二)
			第十九	みいつのかゞやき	(二)
			第二十	みいつのかゞやき	(二)
			第二十一	みいつのかゞやき	(三)
			第二十二	大み代のさかえ	(一)
			第二十三	大み代のさかえ	(二)
			第二十四	大み代のさかえ	(三)

一九三八年十月発行

大日本帝国全図

下 卷

第一	大日本帝国		第十七	新政のひかり	(二)
第二	天皇陛下の御先祖		第十八	新政のひかり	(二)
第三	皇大神宮		第十九	みいつのかゞやき	(二)
第四	国のはじめ		第二十	みいつのかゞやき	(二)
第五	皇室の御めぐみ		第二十一	みいつのかゞやき	(三)

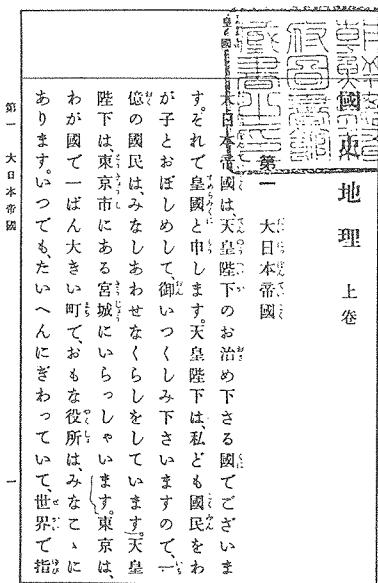
年表
世界地図

「」で重要なことは、単に国史と地理の総合教授の体制が組織されたというだけではなく、「両教科の教材に対する徹底的な再検討」をして「新時代に即応した新国史、新地理」を生み出したとされることがある。それは「常に現代の国家国民の生活を基調として、その由来をたずね、その情勢を説くことを主眼とした」ためである。あえて言えば教材の生活化である。さらに、「原則として国史の体系を中心とし」、「凡そ国史七、地理三くらゐ」の割合と

は力めて具体的にし、また、すぢの一貫することを期し、教科書本文の文体は「言文一致の崇敬体を用い、説明

た」という。つまり教科書を國語化ないし読み物化したのである。だから教師はいたずらに「忠実」や「地理事項」を敷衍したりせずに、「出来るだけ忠実に、本文そのものを理解させるやうに」努めることを期待しているのである。

(イ) 国体明徴の趣旨を徹底させたこと、(ロ) 時代に即応する。



御代名	年表	四
後小松天皇	明治正天皇	後光明天皇
光天皇	後正天皇	仁孝天皇
後御門天皇	慶元天皇	孝明天皇
後柏原天皇	東山天皇	明治天皇
後余良天皇	中御門天皇	大正天皇
正坂町天皇	櫻町天皇	今上天皇
後陽成天皇	桃園天皇	
後水尾天皇		

写 真

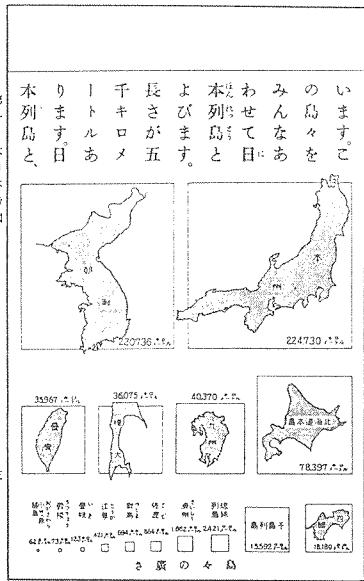
二

四

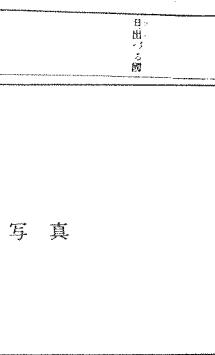
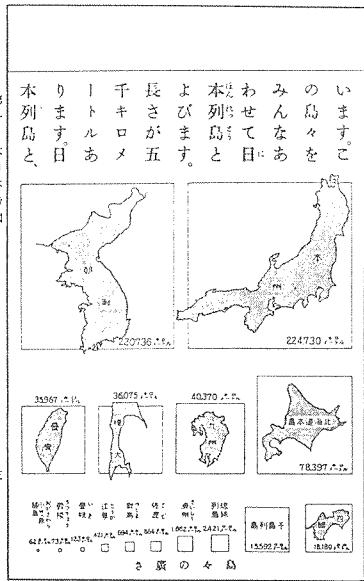
折りのりっぱな都であります。東京市は本州にあります。本州は大きな島千島列島の方には、四國や九州や琉球列島や臺灣などの島々が、つづいてならんでなっています。北の方には、北海道や樺太や千島列島の方には、我が國土の中心にあって、わが國土の外側は、太平洋に面して、瀬戸内海、東シナ海などと呼ばれています。本州の向かいに朝鮮があります。アジャ大陸からつづき出た大きな半島で、満洲と地づきになっています。南満洲の一部に關東州があります。また日本列島の外側は、太平洋で、南の方には大洋洲があります。わが南洋群島はその中にあります。このように、わが國はアジア洲の東の方をとりかてんでいるので、昔から日出づる國と呼ばれていました。朝日にかゝやく日の丸の旗は、ほんとうによくわが國をあらわしております。わが國は、大小の島々がより集つていて、また海岸の出

写 真

五



三



する教材を選択したこと、(ハ) わが国の世界的地位を明らかにすることに便を致したこと、(ニ) 挿絵を多くしたこと等であるとされている。

このように見てみると、この教科書は単に植民地朝鮮における「皇国民教育」の一端を担つただけに留まらず、以後の「朝鮮」における国史教科書(『初等国史』一九四〇(一四年発行)、内地における彼の『初等科国史』(一九四三年発行)さらには『満洲』における国史地理統合教科書『皇國の姿』(一九四二—四年発行)の基本的性格を取りしたものとしても注目に値すると言えよう。この「基本的性格」というのは第一に国史や地理の教科書の文章に敬体口語を初めて採用して「読み物」化したことである。第二は、教材の生活化と一体化した皇国史觀の教化媒体としての性格であり、これに関連して従来の「通史」から観れば、大幅に史実の簡略化を行つたことである。時には時代の飛躍や前後関係の軽視に陥ることがあっても敢えてこだわらない。これは一年間で地理も含めて国史全体を扱う必要に出たことだが、その実験的な意味は小さくなかったと思われる。第三に、これは特に『皇國の姿』と共に通することだが、国史と地理の統合教科書としての性格である。

また、既に『初等国史』において出現した色刷り挿絵の挿入も、『初等科国史』を除けば共通する特徴であると言つていい。

(ここで序でに一言断つて置くと、四年年での国史と地理との統合ということで、『郷土の觀察』との関係があるいは予想されるかもしれないが、植民地「朝鮮」では逆に国民学校期には『郷土の觀察』には全く国史の要素を認めず、地理の前段階としてこれを『環境の觀察』と名付けている。これは「朝鮮」の風土を「郷土」として認めるのを拒否したためである。)

『皇國の姿』との関係については後で改めて取り上げるが、筆者がその基本的な特徴を最初に報告した『成城文芸』一二六号所載の拙論では、まだそれが生まれてくる必然性や背景は多少捕らえていたものの、そのルーツが何であるかを十分考察できていなかつた。しかし『皇國の姿』の直接の前身はこの『国史地理』であると言つてほぼ間違いないであろう。それには『皇國の姿』も始めは『国史地理』と名付ける予定であつたらしいことや、上巻を江戸時代末まで、下巻を明治以降としている等内容的にも多くの共通点があることから指摘できる。国史と地理の統合は「郷土科」以来の永年の課題であり、当時の日本内地にお

いても十分に実践的、現場的な基盤を持つていたのであるが、それが教科書まで作って実現したのは戦前においてはこのように、「朝鮮」や「満洲」においてであった。だからといって、それを単にカリキュラム的に見て「内地より植民地の方が進んでいた」などと手放しで評価する訳には行かないことは、今更言うまでもない。これらの教科書はます何よりも、侵略する側のためのものにせよ、される側のものにせよ、植民地化の推進の目的から作られたものであり、さらにそうしたカリキュラムの統合が、いかに皇国史觀的イデオロギーと不可分のものであつたかは、これらの教科書の目録を一見しただけでも自明なことだからである。

『国史地理』は「満洲」においては同じく国史と地理の統合教科書である『皇國の姿』にそのアイデアが引き継がれ発展させられたが、「朝鮮」においてはこれに習う教科書は生まれなかつたかのように見える。だが、次節で取り上げる、一九四〇—四一年に改訂された『初等国史』（第

五学年および第六学年）二巻は地理との統合の代わりに、歴史教育のカリキュラムとして「循環法」を採用するというこれまで思い切った「改革」を企てている。ここにおいても「皇国民教育」というイデオロギー的性格がそのカリ

キュラムを規定していたことは言うまでもないが、そのアイデアを与えたのも実はやはり『国史地理』だったのかもしれない。というのは、『国史地理』によつて「神代」から現代までを一年間で扱うことが可能なことを示されたようと思われるからである。

四 『初等国史』の第一次改訂（一九四〇—四一年）

第三次朝鮮教育令は、さきの『初等国史』の卷一の発行と卷二の発行との間に、公布された（一九三八年三月三日）。これに伴つて国史教育の目的が次のように変更されている。

「国史ハ肇國ノ由來ト國運進展ノ大要トヲ授ケテ國体ノ尊嚴ナル所以ヲ知ラシメ皇國臣民タルノ精神ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス」

尋常小学校ニ於テハ肇國ノ体制、皇統ノ無窮、歴代天皇ノ聖徳、國民ノ忠誠、賢哲ノ事蹟、文化ノ進展、外國トノ関係等ヲ授ケテ國初ヨリ現時ニ至ルマデ國民精神ノ國史ヲ一貫セル事實ヲ理會セシムベシ」

これは国民学校における国民科国史に関する規定「国民科国史ハ我ガ國ノ歴史ニ付テ基ノ大要ヲ会得セシメ皇國ノ歴史的使命ヲ自覺セシムルモノトス／初等科ニ於テハ肇國ノ宏遠、皇統ノ無窮、歴代天皇ノ鴻業、忠良賢哲ノ事蹟、舉國奉公ノ史実等ニ即シテ皇國發展ノ跡ヲ知ラシムベシ」

と著しく類似しており、これを先取りしたような感がある。これを第二次朝鮮教育令（一九二二＝大正一一）年の規定、「日本歴史ハ國体ノ大要ヲ知ラシメ兼ネテ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス／日本歴史ハ我が國ノ國初ヨリ現時ニ至る迄ノ重要ナル事歴ヲ授ケ朝鮮ノ変遷ニ關スル事蹟ノ大要ヲモ知ラシムベシ」と比較すれば、その目標の転換は単に朝鮮史を奪うだけには留まらないことが容易に理解されるであろう。当然早急な教科書改訂が必要なことが予想されるのである。

この国史教育の目標転換に対応して編纂されたのが『初等国史』の第一次改訂版（第五学年＝一九四〇年、第六学年＝一九四一年）である。この改訂の方針について当局は次のように予告している。

「いま本府に於いては、興亜の新教育に対する国史・新教科書編纂の画期的大事業を進めつゝある。来るべき昭和十

五年、記念すべき開国紀元二千六百年の新学年より、これが児童用教師用の卷一、即ち第五学年を刊行使用せしめ、昭和十六年には、同じく卷二、第六学年用を発刊する予定である。⁽⁸⁾

その意図するところは、第一に、現代の生活に即した国史であること。第二に、国史の一貫性認識の要求をみたすものであること、第三に世界史の中に占める我が国の地位を明らかにすること、第四には徹頭徹尾、國民の誇負となるような国史にすることだという。

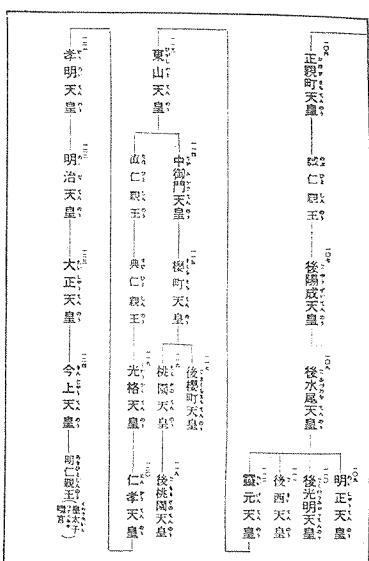
この『初等国史』改訂版は、「内地」「外地」を通じて從來の国史教科書の概念を全く超えた新しい教科書であった。それは国史教育の目的を、五学年では「國体明徴」を中心、六学年では「國運進展」を中心とし、完全に皇國主義のイデオロギーの宣伝・教化の武器に教科書を変えたということである。そのため、「初等科国史」や「皇國の姿」との目録の比較で分かるように、通史としての歴史を五・六学年で二分するという戦前の小学校歴史教育の常識を放棄し、神代から現代までを両学年で繰り返して一度教える「循環法」を採用するという破天荒な内容となつたのである。



『初等國史』改訂版表紙
(第五学年)

一九四〇年、第六学年 一九四一年)

目録を見ると、各課名は從来採られた人名や事件名ではなく、「国がら」「国のはじめ」「ことむけ」「まつりごと」「神のまもり」等皇国史觀の源泉を形成するものから始まって、「世のすゝみ」「革新のもとゐ」「都のさかえ」「国風のあらはれ」等およそ歴史的時代を連想させるような用語や地名を極端に避けて、いわば超歴史的な用語を用いている。(これに関連して、「武蔵」「大和」「伊勢」などの例外があるが、これに比べればまだしも「歴史的」だと言えよう。



除き、地名はすべて現代の呼び方によつている。)ここには両学年を通じあきらかに『国史地理』の目録と共通なものが幾つかあり、冒頭部分をはじめ類似の文章がかなりある。敬体言語の採用とならんで『国史地理』の影響が認められるが、むしろその方向を一層徹底させた感がある。三年後に発行された内地の『初等科国史』にも似たような傾向はあるが、これに比べればまだしも「歴史的」だと言えよう。

實際の教科書を見ると、まず形式の上では、卷首には從來の御歴代表に替わって「万世一系（皇室御系図）」を掲げているのは目に付く。卷末には從來の「年表」を「みよの姿（年代表）」として全天皇名を記載し、各天皇毎に欄を区切つてある。當然空欄が多くなるが、天皇の御代、ということを徹底させたかつたのであろう。そのうえ「国史のすじみち（一覽表）」というおよその歴史の流れをとらえさせるための図表があり、ここでは「二六〇〇年前」というように逆算概数の年を記している。誠に入念な天皇強調の方式である。通常の目録のほかに「挿絵と地図」の目録まである。さらに本文の鷲頭標示の整理には大標示と小標示を併用し、振り仮名も多用している。一番特徴的なのは、「日輪を朱刷とし、八咫鳥と瑞雲とを之に配し、更に海波に浮かぶ富士の靈峰を加へて、國体と國体の精華と國史の進運とを象徴した」とされる表紙である。内容は正にこの表紙にピッタリである。同時代の国史関係教科書のなかで、これほど皇国史觀を端的に表現したものはあるまい。実際にできた教科書について、「初等国史編纂趣意書・第五学年」は「（イ）國体觀念の明徴、（ロ）國民性新一貫性の強調、（ハ）嚴正穩健なる批判力の啓培、（ニ）新時代への即

応、（ホ）對外關係教材の重視、（ヘ）教材排列の刷新、（ト）挿絵及び図表類の刷新、（チ）文章の平易簡明」等を解説した上で、教師に取り扱い上の注意として、「一切の先入主觀を一擲し去つて、虛心坦懐に一先づ白紙の氣持にかかり、極めて冷靜沈著に、新教科書を通読し、よくこの機構を会得しなければならない。」と要求する。まず教師自身がこの教科書そのものによつて洗脳されなければならない」というのである。⁽⁹⁾

編輯課長の島田牛雄は言う。

「今度の教科書は特に、すぢがはつきりとし、ねらひが纏つて居るから、よく其の趣旨に則つて教育して行けば、小氣味よく子供の心奥に國體觀念を植ゑつけ、皇室尊崇の念慮を高めることが出来ると思ふ。（中略）又從來の教科書では、五年六年の二箇年がかりで、國初以来現代までを直進して居たが、今度は夫々の学年で、國史を一貫し、循環的に繰返すことになつて居る。この流で進めば、高等國民学校が出来ると、更に二回循環することになるから、八箇年の教育過程では、國史の系列に従つて四たび繰返すことになる。一たい、重要なことは幾度繰返してもよいので、特に取扱の主要目標をかへて度々反復する間には、必

国民学校期の官製ないし国定国史教科書の目録の比較

朝鮮總督府

一九四〇年三月發行

関東局在満教務部
〔皇國の姿〕 上巻

一九四二年五月發行

文部省
初等國史
上

一九四三年一月發行

万世一系（皇室御系図）
神が國のはじめ
神のまもり
神のまつりごと
世のすゝみ
改新のもと
改新的まつりごと
都のさかえ（
都のさかえ）
國風のあらはれ
武士の心がまへ
親政のおぼしはめし
勤王のまごころ
みいつのひかり
太平のめぐみ
み国のすがた
一新のもと
一新のまつりごと（
一新のまつりごと）
國体のかゞやき（
國体のかゞやき）
國体のかゞやき（
國体のかゞやき）
みよのすがた（年代表）
國史のすぢみち（一覽表）

一九四一年三月發行

皇國の姿 第六学年(下巻)

一九四三年七月發行

初等科國史

一九四二年三月發行

*：特に地理的内容の多い章

ずや史実についての明確な觀念も附与され得ることにならう」。⁽¹⁰⁾（傍点＝原文）

編修官・中村栄孝は、「國史の体系となるものは、一言にして簡明に表現すれば、万世一系の天皇がわが國を統治あらせられる事実そのものである。」だから、「いはゆる武家政治の認識ほど、國史の發展に対する、基本的体系の理念をゆがめたものはない。（中略）從来は、往々にして、武家政治そのものの体系づけに捉はれ過ぎてゐた嫌が濃厚である。」⁽¹¹⁾といい、「因襲的なる時代の区分を基準とした時代的理解の如きは、清算し去らねばならない。鎌倉時代、室町時代、安土桃山時代、江戸時代などの称呼と区分とが、いかに大きな障礙をなしてゐたか」を深く反省する必要があると言う。

京城女子師範学校教諭、兵頭正は、「紀元二千六百年の新年度を期し、朝鮮内に居住せる内鮮兒童をして、新編纂の國史教科書を共通に使用せしむるてふ、画期的大事業」と賛美し、その意義は決して「一朝鮮地方の問題たるものに止まらない」という。「當該教科書の内容は、内鮮人兒童をして共通に我が國体の尊厳と、之に基づく八絃一字の國家理想とを、一点の疑念を挿む余地もなく理解し得て、

以て各々皇國の歴史的使命に基づく歴史的存在としての自己を自覺し、國民としての精神力を獲得することが出来るのである。このことは軽て内、鮮、台等我が帝國の領土内に於ける教育の一元化といふ方向へ發展を暗示するところのものであり、従つて又新秩序建設の東亞、ひいては世界に於ける盟主日本の本然理会すべき各国民各民族の愛讀書でなければならない。」⁽¹²⁾とまで言い切るのである。

このように見てくると、この教科書は多くの点で『初等科国史』を先取りしたような教科書であることが分かる。一方それは『国史地理』とならんで『皇國の姿』にも影響している点があるのでないかと見られるが、それらすべての先駆けとなつたのが『国史地理』であつた。その意味では、『国史地理』こそ國民学校期の国史教科書の原形だつたと言えるのではなかろうか。

五 『国史地理』・『初等国史』と『皇國の姿』

——在満・関東國民学校国史教科書に与えた朝鮮総督府の教科書と編纂方針の影響——

『皇國の姿』（上巻＝一九四二年五月發行、第六学年〔下巻〕

〔一九四三年七月発行〕は関東局在満教務部教科書編輯部によつて旧「満洲・關東州」に居住していた日本人の子どもたちのために編纂された、在満・關東国民学校「國民科国史地理」の統合教科書である。ほぼ同時期に編纂された「内地」（実際には台湾や樺太等でも使用されたはずであるが）の国民学校の『初等科国史』・『初等科地理』に通ずる内容を持つと同時に、極めて特色のある教科書である。『初等科国史』・『初等科地理』とともにそれ以前の教科書に比べると、かなり飛躍的な変化をとげた教科書であるが、『皇國の姿』はその内容もさることながら、まず国史と地理の統合教科書という形式において、当時としては極めて大胆な試みであった。この『皇國の姿』の内容については、筆者は既に『初等科国史』や『初等科地理』と比較しながら、かなり詳細な追究を試みていて、ここでは省略したい。ただその統合教科書としてのアイデアの由来とからめて、『國史地理』や『初等国史』との関係を見てみたい。

『復刻満洲官製教科書』解説のなかで、筆者は次のように書いている。

植民地朝鮮の場合は、小学校四年生にひととおりの日本の地理と歴史を（しかも週二時間で）学ばせようとしたための苦肉の策として合科教科書にしたのではないか、とも考えることもできよう。しかしながら国史と地理の統合は当時の日本の内地においても「郷土

『皇國の姿』と瓜二つだ、といいたくなるような『国史地理』の合科教科書が、植民地朝鮮すでに作られていたのである。（中略）上巻を江戸時代まで、下巻を明治以降としている点などをはじめ、これこそ『皇國の姿』の直接のルーツではないかと思つてもふしきではない。（中略）『皇國の姿』がこの教科書をモデルにして作られた、という確証は今のところない。しかし古くは一九二七年に前身の南満洲教育会教科書編輯部は、文部省や朝鮮総督府と合同会議を開いた記録があり、一九三一年に出された教科書一覧表は朝鮮総督府のそれとまったく同じ体裁になつてゐる等のつながりが認められるし、当時の教科書編輯部には文部省から派遣されてきた部長や常任理事・各教科の顧問がいたから、この合科教科書のことは、当然上からのルートでも知られていたのではないかろうか。

科」以来の永年の課題であり現場的、実践的基盤をかなりの程度もつていたのである。⁽¹⁴⁾

以上のこととに加えて、実は満洲でもはじめはこの教科書名を「国史地理」とするつもりだったらしいことも、付け加えておいてよいだろう。(もつとも、朝鮮総督府の「国史地理」は第一に、現地民(朝鮮人)用であつて、内地人の子ども向けではなかつたこと、第二に、それは四学年用であつて、五・六年用ではなかつたことは、記憶して置く必要がある。)

次に「国史地理」と「皇國の姿」の特徴の異同点を挙げてみよう。

(a) 両者とも平易な口語体を採用しているが、「国史地理」のほうが、「ござります」「あります」等の非常に丁寧な言い方がよく出てくる。カラーの図絵のある点も共通している。

(b) 御歴代表だけでは足りず、天皇の系図を各節ごとに掲げている点は、「国史地理」だけでなく、朝鮮総督府の教科書だけに見られる特徴であり、「皇國の姿」は、天皇に限らず系図を一切載せていない。

(c) 国史の中に地理的内容が含まれているのが最大の共

通の特徴であり、グラフ・分布図・地図類がともに多用されている。ただし、「国史地理」の地理的内容や資料の入れかたは、あまりしつくりしないところがあちこちにある。こちらのほうがいかにも「歴史」の中には「地理」も入れたという感じで、やや統一に乏しく、編纂技術の点では「皇國の姿」の方が遥かに巧みだと言えよう。

(d) 「国史地理」の方が「皇國の姿」よりも(さらには「初等科国史」)に比べてみてさえも)、遙かに露骨に「皇國史観」が出ている。たとえば「皇國の姿」が完全に無視している足利幕府のことなどをくどくど述べている。さらには上巻はまだしも「国史地理」の下巻の目録は「新政のひかり」・「みいつのかゞやき」・「大み代のさかえ」の三つに統一されてしまい、全く歴史的な表現ではなくなっている。これは「国史地理」が単に国史と地理との統合に留まらず、「皇國の姿」よりも遙に「修身化」しているためである。

(e) 「国史地理」は極めて詳細な教師用書が作られており、これによつて授業は強力に規制されたのではないと思われる。これに対しても「皇國の姿」は結局教師

用書が作られなかつたと見られる点に象徴されるよう(15)に、相対的にはずっと規制が緩かつたのではなかろうか。この点は『皇國の姿』というようなイデオロギッシュな教科書名にそぐわないようさえ感じられるかもしれない。

ところで在満・関東国民学校で「国民科国史地理」の教科書名を、最初予定していたらしく『国史地理』ではなく、『皇國の姿』としたのには、二つの理由が考えられる。一つは、既に発行使用されている朝鮮総督府の『国史地理』との混同を避けるためである。国民学校期になつても、四年制の学校がかなりあつた。にわかに八年制への移行は不可能なので四年制の修了をも認めていたから、『国史地理』も依然として国民学校期(第四次朝鮮教育令期)にも使用されていたと思われる。「満洲」には朝鮮人が多数居住していたから彼らの学校でも使用していた可能性がある。(この辺は実証を必要とする。今後の課題としたい。)もう一つやや「積極的」な理由としては、やはり「満洲」という異郷における皇國国民教育の使命を自覚させるためである。在満・関東国民学校の「国民科の教授方針及注意」の(一)に「皇國民トシテ生レタル喜ラ感ゼシメ」とある。

「説明要領」によれば、この皇國とは特定の地域を指すのではなく「皇國といふ勝れたる國体の謂であつてその身分は何處に生まれても變りない」のだから、「満洲」においても文部省国民学校案のように「皇國ニ生レタル」でも差し支えないのであるが、「満洲國といふ内地と異つた土地に生れ、こゝに生育しつゝある兒童に對しては」特に自覺を促すためにこう表現したのだという。してみると「皇國の姿」という名称もやはりこの「國体」に対する自覺を促すために付けられたのだと考えられる。實際「説明要領」は「国民科国史地理」についてこう説明している。

国民学校の使命とする我国文化の特質を明ならしめ、東亜及世界の大勢につき知らしめ皇國の世界的地位と其の使命を自覚せしむるには、皇國の眞の姿を国史的地理的相互聯繫の立場からながめざる限り其の効果を期待することは不可能である。(中略)万邦無比の國体の下に光輝ある歴史の展開せられたる地盤としての國土を明確に把握し、東亜及世界に於ける皇國の國勢を認識してこそ皇國の使命を自覚せられるのである。國史と國土國勢とはかかる見地より一体不可分で

ある。依つて在満国民学校では国史地理の統合を断行して皇国民鍊成の一途に向かはしめんとしたのである。^[16]

その教育目的だけで考察すれば『皇國の姿』も『国史地理』も本質的には同じだと言つていい。だが実際に生まれたもの、そしてその運営にはこのようにかなりの違いがあつたと考えられるのである。

だが『皇國の姿』に影響したのではないか、と考えられるのは必ずしも『国史地理』だけではない。『初等国史』も、さらには『初等国史』を生み出してくるような編纂方針が影響ないし関連を持つてゐるのだと考えるほうがいいだろう。

例えば、『朝鮮総督府教科書編輯彙報第四輯』所載「興

亜教育と国史」は次のように言う。

「時代觀の養成は専門家は姑く描くとするも、一般国民の常識たるべき国史には、劳多くして効少き嫌がある。而

も、往々にして国史の精神を誤認せしめる。時代別にした

がへば、その時代に高潮を示したる特色を中心として国史を觀察する。鎌倉時代の最大の特徴は、鎌倉の幕府が存在

したことである。江戸時代も、同じく江戸の幕府が存在したことである。乃ち、万世一系の天皇が、京都の都にましまして、わが帝国を御統治あらせられ、征夷大将軍は、鎌倉幕府では鎌倉幕府の、江戸幕府では江戸幕府の、それぐの特徴を有する地位に於いて、天皇御任命の下に、国政の一部を担当し、又は擅断した、眞の史実の理会を不徹底にしてしまふのである。^[17]

「皇國のはじめ」「大和中心の日本」「京都中心の日本」「東京中心の日本」という独特の時代区分を持つ『皇國の姿』は、単に日本史の常識的な時代区分をしないというに留まらず、より積極的に新しい天皇中心の時代区分を打ち出したのであって、その意味では正に右の方針に、寧ろ朝鮮総督府発行の『初等国史』以上に忠実に、従つたものと見られるのである。

六 最後の日本帝国主義教科書——「初等国史」 再改訂版

朝鮮総督府は国民学校令実施に伴う教科書改訂を、内地より一年遅れて実施する予定であった。それに従えば、

『初等国史』は一巻ともに敗戦の前年・一九四四年に改訂されたべきはすであつた。「はずだつた」というのは、『初等国史』の第六学年用は確かに一九四四年三月改訂発行されてゐるし、また『初等地理』も一九四四年に第五学年用、第六学年用がともに改訂発行されているのであるが、『初等国史』の第五学年用は果たして改訂されたかどうか



『初等国史』再改訂版表紙（一九四四年）

か、筆者の見るかぎりでは目下のところ実物による確認ができるいないからである。¹⁸本来なら第六学年用が改訂され、第五学年用が改訂されないのはおかしいわけであるが、循環法をとつてゐるため両者の独立性は五、六年を通して一つの通史となる直進法の場合より高く、第五学年用は改訂の必要を認めなかつた、という可能性もありうるようと思われる。

これまでに作られた日本の教科書のうちで最も寿命の短かつたものとしては、戦後の「暫定教科書」を除けば、この朝鮮総督府「初等国史・第六学年」と、関東局在満教務部教科書編輯部「初等科大陸事情・第四学年」（昭和一九四四年一月発行）はおそらくその双璧であろう。それぞれ僅か一年そこそこの使用期間であつた。この日本帝国主義最後の段階の教科書はそれぞれ完璧なまでに政治目的（皇國主義・軍國主義）によつて内容が規制されている。両者とも植民地で発行され、「内鮮」の子どもたちがともに学ばされたはすである。

この「初等国史」第六学年の再改訂版は、その特徴を基本的に保ちながらも、様々な点で「初等科国史」に倣つてゐる。色刷りの挿絵はすべてなくなり、表紙も「初等科国

史」に準じた感じのものとなり、富士と真っ赤な太陽が消え、残された「海波」は激しく泡立ち、余光のなかの「瑞雲」も穏やかな感じでなく、何か風雲急を告げているかのようである。本文も『初等科国史』と同じく、欄外頭注の

ない「八字一二行となり、活字も同系のものを用いていい。量的増加は誠に著しく、二八九ページにも達している。単純計算すれば九七、一〇四字分のスペースとなり、一九四一年版が本文だけ二四字一一行で二三二七ページだったから実に一・六倍の増加である。『初等科国史』の上巻が一六三ページ、下巻が一八九ページであるから、その厖大さは異常と言つていよい。

目録を見ると一見大きな変化はないようであるが、「東亜」「共榮」「攘夷」「内鮮一体」などの名付け方が目立つ。特に量的に増えたのは幕末（「攘夷のまごころ」・「世界雄飛のもとる」と日露戦争（「東亜のまもり」）の記述である。これは日本のアジア支配の拠点としての日韓併合を正当化するための周到な用意と見られる。さらに、冒頭の「皇國の目あて」はその叙述が教科書発行の僅か四ヶ月前の一九四三年一月に行われた大東亜会議に始まつて「八紘一宇」の世界新秩序建設の使命を説き、最後の「共榮のよろ

こび」という長大なしめくくりでも再び大東亜会議に触れて終わっている。まさに「大東亜教育」のための国史教科書である。

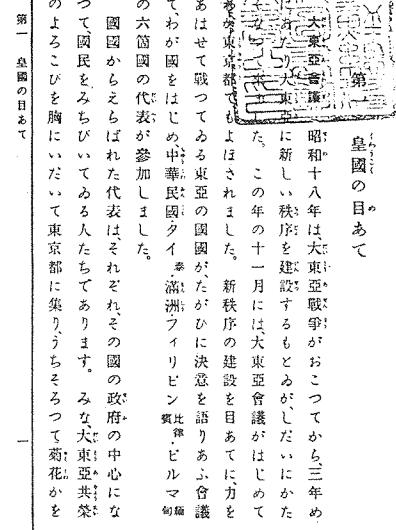
『初等国史』第六学年

一九四四年二月翻刻印刷

万世一系（皇室御系図）

第一	皇國の目あて
第二	皇室の御めぐみ
第三	海外のまつりごと(-)
第四	海外のまつりごと(二)
第五	国のはじまり
第六	日の本のさかえ
第七	博多のにぎはひ
第八	神国のめざめ
第九	東亜のゆきき(-)
第十	東亜のゆきき(二)
第十一	世界のうごき
第十二	英雄のこころざし
第十三	国威のかがやき
第十四	貿易のにぎはひ

- 第十五 南進のさきがけ
- 第十六 神国のもと
- 第十七 発展のもと
- 第十八 国民のめざめ(一)
- 第十九 国民のめざめ(二)
- 第二十 摠夷のまじころ
- 第二十一 世界雄飛のもと
- 第二十二 東亜のまもり(一)
- 第二十三 東亜のまもり(二)
- 二十四 内鮮一体のまじころ
- 二十五 躍進のほまれ
- 二十六 世界のきそひ
- 二十七 世東亜安定のちかひ
- 二十八 共栄のよろこび
- み代のすがた(年代表)



なく、文化史的な要素も十分ある。ただど、までも日本中心であるから、朝鮮から文化を取り入れたことさえも書きたくないような素振りである。

二、三特徴的な記述を挙げると、秀吉の朝鮮侵略については、基本的にはもとの『初等国史』や『初等科国史』も同一視点にたつが、「今日わが国の目ざしてゐる大東亜共栄圏(一九四一年版では「東亜共栄圏」)の建設と、たいそうよく似ています」という一層踏み込んだ記述をしている。また、『初等科国史』では「朝鮮は、明の威勢をはばかつ

る明治節のよき日をむかへました。

翌日がしこも天皇陛下には國の代表をお召しに

りしたしくおこぼをたまはつて、ねんごろに御ねぎらひになりました。

お召しにあづかつたものはふ

な大み心のかたけなさに感激して、いよいよ東亞一體のちかひをか

ためました。

写 真

（請會亞東大）に心中を訴え

会議事堂で開かれました。日本議

議は十一月の五日から

希國議

を中心にして開かれられた國

の旗じるしは新しい東亞のすが

さうして最後には全會一致で共同の決意をあらはした宣言をとりきめひろく世界に向かつてはつきりと共榮親和の大東亞を建設し、世界の平和を確立する根本の方針を示すことになりました。これを大東亞共同宣言といひます。

このかがやかしい宣言は、大東亞の人々が心を一つにむすびあつて、世界のことむけに向かつてふるひたつ力強いをだけひてあります。さうしてこれこそは、わが國が支那事變から大東亞戰爭へと久しう年月にわたりびとすむに八紘一宇の理想をめざして、國家の總力を擧げて來た東亞ことむけの戰が實をむすんで、アジア十億の人々がめざめて來たしるしてあります。

八紘一宇の理想　さきに昭和十五年にわが國は世界の亂れをしづの人類のわざはひをのぞいて、平和をもむへるために、ドイツ、イタリヤ、イギリス、利吉を完全にうちひして、りつばに大東亞戦争の目的をはたし、東亞の國が手に手をとつて助けあひ強く正しく栄えてゆくために、めいめいの立場から立ち立てた、たくましい意見であります。

二日にわたらる會議に國の代表はわが國の内閣總理大臣、東條英機、大將を中心にもうばれて新しいインドの建設にあたつてゐる人の代表までも加へ、東亞一體の親しみ深く、たがひにうちとけて熱心に相談を進めました。

写 真

（請會亞東大）意決の同共亞東大

て、わが申し入れに応じません」となつてはいるのを、「朝鮮が秀吉の目あてをさとらないために、戦争がおこり」というように全面的に朝鮮に責任を負わせた書き方になつてはいる。徳川幕府の評価については、四一年版では鎖国といふ言葉を使わず、徳川家光のキリスト教禁制については、「今日、わが国が力を入れてはいる防共の精神とも、似かよつたところがあります」といつて積極的に評価していたのを、「鎖国」という言葉を復活させて、「徳川氏が、進んで海外に雄飛する国民をみちびくことができないで、神国」のまもりのためとはいへ、長い間の發展のいきほいをくじいてしまつたのは、残念なことでした」とむしろ否定的な評価に逆転しているのは注目される。徳川評価が消極化しているのは、四一年版の「江戸の幕府は、海外とのゆききを大いに制限しましたが、海外の様子には注意をおこしたらないで」というような箇所がなくなつたことにも見られる。「攘夷のまごころ」という表題を採用し、以前は孝明天皇を「攘夷はおだやかでない」と言つたとされていたのを攘夷論者に変えたり、安政の仮条約を「徳川氏は武家としてのつとめをはたすことができなかつた上に、國体をなしがしろにして通商をひらいたのは、この上もない大きな

失体であります」と非難することなども全体として『初等科国史』の線に添うものであるが、一層露骨な記述になっている。また維新の志士達の意見を「いずれも、ヨーロッパやアメリカの国々が、ますます東亜をむしばむやうになることを見ぬいて、これに備へるためには、いにしへにかへつて朝鮮と一体になり、支那と手をたづさへてゆかなければならぬ」と考へ、りっぱな意見をうち立てました」とまとめてしまう。全体を通して何かといえば御製や勅語を直ぐに持ち出すのも著しい特徴である。

中でも著しい例の一つはソ連の扱い方の変化である。四一年版では「ロシアは、東亜に勢をふるふために、共産思想をひろめて、國々をみださうと考へてゐました。わが国では、世界の平和と人類の幸福とのために、この危険な思想を防ぎとめることにつとめ、防共の精神を明らかにしてゐました。そこでおなじ考をもつてゐるドイツと防共協定を結び、力をあわせてその目的を達しようとした。」という箇所があった。それがこの改訂では「〔第一次世界〕戦争中に内乱」がおこり「ソビエト聯邦」ができる、その後次第に国力をつけてきたことを記すだけで、「共産思想」「防共」などの用語も消えている。そんな「けがらわ

しいもの」の名前はやはり子どもには教えない方がいいと
いうことかもしれないが、同時にソ連とは不可侵条約を結
んでいるし、当面の敵は米英であるからソ連の脅威を教え
る必要はないということであろう。それはまた『初等科国
史』の記述とも一致するのであるが、当局の時局認識がこ
れほど直接に反映されるのもやはり植民地だからであ
う。

端的に言えば、『初等国史』はかつて『初等科国史』の

先駆けになっていたのが、ここに至つてむしろ『初等科国
史』に調子を合わせるような感じになってきたのである
(唯その形式や表現における違いは依然として大きいが)。それ
は、植民地の教科書は結局内地のそれに統一されて行くの
だということを示していると言える。(この点は『初等地
理』の場合は一層はつきりしている。すなわち一九四四年の改訂
によって、内地の『初等科地理』と一見区別がつかないくらい、
その内容がよく似てくるのである。)

それにもしても、この教科書は『初等科国史』以上に「今
現在」の状況を取り上げている。末尾の「共栄のよろこ
び」のなかでは、山本五十六元帥の戦死、アツツ島の玉
碎、マキン・タラワの玉碎、さらに教科書発行の僅か一月

ほど前でしかない、クエゼリン・ルオットの玉碎(一九四
四年一月)まで取り上げて、「敵国降伏のちかひ」「必勝の
かまへ」、そして国産み神話にまで溯つて「修理固成の大
使命」を説くのである。これはまさに大東亜教育そのもの
である、と同時にもはや教科書というよりは、時局を解説
した大衆用宣伝パンフレットとでも言うべきものに化して
いるのである。

まとめ——国民学校時代の国民科国史及び地理の教科書

以上のおおざっぱで断片的な考察からも知られるよう
に、国民学校時代になると「内地」の教科書と植民地の教
科書との関係には、それ以前と比べて本質的な変化が現れ
てきている。普通植民地の教科書と言えば、日本がかつて
支配した各地域で「現地民」に使わせた教科書を指すのが
常識である。植民地には多くの一般の日本人が居住してい
たが、その子どもたちは文部省発行の国定教科書を使うと
いうのが原則であった。その「常識」が、国民学校期に近
づくとかなり様変わりしていくのである。それは究極的に
は「大東亜教育」政策の樹立への前奏曲となるのだが、一

部では現地民用の教科書（本来の植民地の教科書）が、内地の国定教科書に置き換えるとともに、他方では植民地に居住する日本人の子どもたちが現地で編纂発行された教科書を使うという方向が現れたのである。無論全科目ではないが（特に国語は「満洲」をも含めて国定教科書を使用していた）、国語を除く国民科（特に国史・地理）はその代表例である。

もともと「満洲」の場合には長い間文部省の管轄下になかつたこともあり、日本人用の正教科書や補充教科書が早くから作られていた。『満洲理科学習帳』・『満洲唱歌集』・『満洲補充読本』などである。これらの教科書は使用された期間も十年以上と長く、また割に早くから紹介、あるいは復刻されているので、現在比較的よく知られている。それに対して修身・国史・地理などの科目で、現地で編纂した正教科書を使用するようなことは長い間考えられなかつたと思われる。ところが国民学校期にはそれが「満洲・朝鮮」に現れてくるのである。もちろんその期間は敗戦に至るまでの数年間に過ぎないが、これはかなり重要な教育政策の転換ではなかろうか。

国民学校期における植民地在住日本人の教育は一般に余

りよく知られていないが、「満洲」では日本人学校（在満国民学校・関東国民学校）の（国語を除く全科目の）正教科書を現地（関東局在満教務部教科書編輯部）で編纂する方針を打ち出している。一方「朝鮮」では、まず理科や地理に始まって、一九三八年の第三次朝鮮教育令で普通学校が小学校となると国史も共通教科書にする方針が打ち出され、統いて一九四一年から国民学校になると同時に国民学校初等科第四学年以上及び高等科では、全科目で朝鮮人日本人を問わず共通の教科書を使用する方針を打ち出したのである。この方針は一九四四年度で完成する予定であったが、うち国語・算数・習字・図画以外の科目では朝鮮総督府発行の教科書を使用することになっていた（ただし、国語・算數は第三学年以下では朝鮮総督府発行の教科書を併用した）。

このように、「植民地の教科書」とは現地民の教育のための教科書という常識は、最後の段階で一部修正されることがある。つまり日本人用の現地教科書も含めて考える必要が出てくる。さらに日本人現地人共用の教科書もある。その結果思いがけずも、天皇制ファシズムの最も激化した時代に、画一的な国定教科書による一枚岩教育が表面的に分化する（実質的には画一化のための分化であるが）という

事態が生まれたのである。

そこで日本人の子どもたちによつて国民学校期に使用された教科書は、植民地を含めると決して一種類ではなく、例えば国史で言うと次の三種類があつたということになる。

「朝鮮」

『初等国史』 第五学年（一九四〇）

（改訂版の有無は不明）

『初等国史』 第六学年（一九四一）、同

改訂版（一九四四）

『皇國の姿』 上巻（一九四二）

『皇國の姿』 第六学年（一九四三）

「満洲」

『初等科国史』 上巻（一九四三）

『初等科国史』 下巻（一九四三）

単に教科書が違つていただけではない。この三種類の教科書はどれも（使われ方をも含め）、極めて「個性的」な教科書である。

まず『初等国史』は目録に見られるように、五・六年で

同じことを繰り返して教えている。一九三七年に『普通学
校国史』が改訂されて、名称が『初等国史』になつた時の
内容は二年間の通史型式であったのが、一九四〇年の改訂

で内容が全く変わつてしまつたのである。これは「朝鮮人を日本人にするため」に採られたものであり、「スパイラル・カリキュラム」という一見目新しい構成は、極度に政治的目的に合わせて採用されたのであつた。とにかく皇國史観に立つ教科書としてはこれが考えられるかぎりにおいて最も徹底している。「日本帝国主義は、他民族である朝鮮人に対しては、本国国民にくらべて、はるかにきびしく『皇國臣民の鍊成』を強制せざるをえなかつた」のである。ただ五年と六年とでは視点が若干違つていて、五年は主として国内史、六年は日本とアジアないし世界との交渉史であつて、一部考古学的な資料（土器等）の写真があり、これは多分戦前には「朝鮮」にしか見られぬ試みだつたろうが、とにかく二重・三重に朝鮮人を「皇國民化」するための構成になつてゐる。そしてこのように本来朝鮮人の教育（教化）のために作られた教科書が「内地人」（日本人）にも使われるようになつた、という点でも特色がある。

『皇國の姿』は国史を軸に地理を横糸に織り込んだ統合教科書である。こういう教科書を編纂するいきさつについては「関東州国民学校・在満国民学校説明要領」に具体的

に示されているように、極めて政治的なものであった。しかし、国史と地理を統合して教えるべきだという主張そのものは、郷土科以来のものであり、戦時下においても見られたが、具体的に教科書化されたのは戦前では『国史地理』と『皇国の姿』だけであろう。ただその目的はいずれも純粹に教育的な、あるいはカリキュラム論的なものではなく、全く政治的目的でそれを利用したのであった。また『皇国の姿』は戦前の官製教科書で教師用書の発行されなかつたおそらく唯一の例という点でも特色がある。この教科書が果たして文部省の同意を得た「先導的試行」であつたかどうかは定かでない。『初等科地理』下巻を書いた尾崎庸四郎氏は、昭和一七年（一九四二年）文部省に入つて直ぐに教科書執筆に取り掛るが、同時期に編纂が進められており、しかも地理との関連が深いはずの『皇国の姿』（特に第六学年）のような教科書については何も聞いていなかつたらしい。これは同氏の「戦中・戦後地理教育史への証言」でもそのことに全く触れていないし、中川浩一氏から間接的に伺つた話でもそれが裏付けされている。しかし当時の関東局在満教務部教科書編輯部には文部官僚がトップに送り込まれていたし、斑目文雄氏のように一中学

教師であつても、地理と歴史の統合にかなり主体的な関心を抱いていたひとは発行後直ぐにその内容を知つて論文を書いているのだから、文部省自身が知らなかつたということとは考えられない。

この『皇国の姿』のモデルになつたかも知れない、と思われる教科書が『国史地理』である。これは『皇国の姿』が最初『国史地理』という教科書名にしようと考えられたらしいことからも伺える。また関東局在満教務部教科書編輯部が成立した一九四〇年からは文部省の高級官僚がトップに送り込まれている。当然各植民地に共通の教育政策のもとに置かれたであろう。もちろんそれぞれの事情に応じて違いは認められたであろうが、「朝鮮」で行われたことが「満洲」に取り入れられるような状況は起こりやすくなつていただけはあるまい。このことは『皇国の姿』の色刷りの口絵が『国史地理』や『初等国史』と類似しており、中には全く同一の絵（『皇国の姿』と『国史地理』の「桜井の別れ」。ただし題は違つてゐる）のあることなどからも知られる。

『初等国史』については今更言うまでもない。ただそのユニークさも実は必ずしも「独創」ではなく、すでに『初

等国史』や『皇国の姿』に見られることと共通している点がある。しかしこの点はいまだ仮説であり、今後の実証をまたなければならない。

論「皇國史觀」である。また政治的な目的が露骨にその内容や構成を支配している点でも共通であろう。ただその程度や現れ方はそれぞれ微妙に異なる。内容が反動的という点で最も徹底しているのは『初等国史』である。それに対して、『皇國の姿』はその名称の割にむしろ合理主義的な側面がかなりある。これは単に地政学的な背景から来るのか、それとも「満洲」の「新教育」のなごりなのかが問題である。

このように特徴のある教科書の先駆けとなつたのが、究極的には『国史地理』（四年制小学校用）であつたのではなかろうか。『国史地理』は目録にも見られるような国史の修身化と、内容構成における地理との統合の両面で、それぞれ『初等国史』『皇國の姿』『初等科国史』に何らかの影響を与えたと言えよう。しかもこの『国史地理』は日本人用ではなく、本来の意味での「植民地の教科書」である。それがこの三種類の日本人用の教科書のある意味で共通の前身のように見えるところが重要である。まさに植民地の教育が日本人の教育の（ひいては大東亜教育の）先取りをし

注

- (1) 小沢有作「朝鮮における日本植民地教育の歴史」（旗田魏監修『日本は朝鮮で何を教えたか』、一九八七年、あゆみ出版。特に九七ページ以下）参照。なお、一九四〇年八月に植民地「朝鮮」を訪れた伊藤鶴典が、「国史編纂の趣意」について「興亜教育に最も関係が深いと思はれる」といつているのはこれを裏書きしている。伊藤鶴典『鮮滿の興亜教育』一九四二年、一一ページ。

- (2) この教科書については、旗田魏「朝鮮人兒童に対する朝鮮総督府の歴史教育」（旗田、前掲書所収）参照。

- (3) 森田芳夫「韓国における国語・国語教育」一九二七年、原書房。この点について「朝鮮の国史教育と教科書図書の変遷」（朝鮮総督府教科書編輯彙報・第三輯、一九三九年四月）は次のように言う。「從来『普通学校国史』昭和七・八年版に対して加へられた論評は、朝鮮関係事項が、國体の主体を為すべき教材と權衡を失し、取扱の態度曖昧にして、而も往々にして誤謬さへ見出され、連絡統一を欠き、且つ記述の態度が、全く国史の主体と異なり、自ら連

繫なき教材の挿入によつて二元的なる觀を呈し、取扱不便なるのみならず、却て歴史教育の効果を阻害する嫌ひの存した点であった。これは、普通学校規程の精神、ひいては併合の大精神に対する眞の理会に欠くるところがあり、教材選択について、検討の不十分であつた結果である。」

(4) これは成城学園教育研究所所蔵朝鮮総督府発行教科書コピーのなかで発見した。コピーであるからいざれ原本に当たつて確認する必要があろう。

(5) 前掲の伊藤は当時の朝鮮総督府学務局長塩原時三郎の談として、次のように述べている。「内鮮融和は理想に非能なりやと問はれるならば可能性はあると答へたい。

(中略) 一言にして云へば日本人を支那化したものが朝鮮人であるから、その支那化を剥がし元の日本人になすことである。」(伊藤、前掲書 三ページ)

(6) 『朝鮮総督府教科書編輯彙報・第一輯』、一九三八年六月所収。なおこの教科書については、「内地」でも当時の京

城師範学校付属第一小学校訓導・田中俊則が、「国史地理の合科取扱について」という題で、東京高師付小教育研究会発行の『教育研究・第四九号・臨時増刊・国史地理教育の新建設』(一九三八年二月)に報告している。彼

によれば、この教科書は「皇室中心の発展的思想を一貫せる国史教科書」であり、対外関係の記述を多くして「世界的日本の地位を明確にした」とい、「吾が昭和新日本建設の国史科地理科に觀る合科的最良書」であると称賛している。

(7) この『国史地理』の下巻の目録は、右の朝鮮総督府教科書編輯彙報に発表された当初は次のようになつていた。この方が上巻の目録とも対応するし、まだしも歴史らしいところがある。つまり編纂途中で一層国民育成のための教科書としての性格を強めたのである。

- 第十七 明治の新政 (一)
- 第十八 明治の新政 (二)
- 第十九 帝國議會
- 第二十 東洋の平和 (一)
- 第二十一 東洋の平和 (二)
- 第二十二 新朝鮮 (一)
- 第二十三 新朝鮮 (二)
- 第二十四 世界大戰
- 第二十五 今のみ代 (一)
- 第二十六 今のみ代 (二)
- 第二十七 世界の日本 (二)

- 第二十八 世界の日本（一）
第二十九 世界の日本（三）
第三十 国民の覚悟

年表

- (8) 「興亜教育と国史」、「朝鮮総督府教科書編輯算報・第四輯」、一九三九年九月。
- (9) 朝鮮総督府『初等国史編纂趣意書・第五学年』、一九四〇年五月。
- (10) 朝鮮総督府教科書編輯算報・第六輯・国史特輯」、一九四〇年七月。
- (11) 同右。
- (12) 同右。
- (13) 野村章・磯田一雄「(満洲) 在住日本人子弟の教育と教科書」、「成城文芸」第一二六号、一九八九年三月所載。および、磯田一雄「(皇國の姿) の特質」、「復刻・満洲官製教科書解説」、一九八九年九月、ほるぶ出版。
- (14) 拙論「(皇國の姿) の特質」、前掲「解説」一七四ページ。
- (15) 関東局在満教務部教科書編輯部編の「昭和一六年度・編輯部要覽」によれば、昭和一六年度編輯事業予定案のなかに「国史地理」の上巻(児童用および教師用各二)が入つてゐる。これが実際に発行された時には『皇國の姿』となつておらず、また教師用は発行された形跡が見られない。
- (16) 関東局在満教務部「関東州国民学校案・在満国民学校案説明要領」、「在満日本教育会報」一九四号、一九四一年三月一〇日。
- (17) 前掲「興亜教育と国史」。
- (18) 森田芳夫、前掲書によれば、「一九四三年三月に④」「一九四〇および四一年に翻刻された『初等国史』のこと」筆者を改訂した「初等国史」第五学年が刊行されたかもしれないが、筆者「〔森田氏〕は見ていない」とある。同書一四一ページ。
- (19) 小沢、前掲論文、八〇ページ。
- (20) 尾崎虎四郎「戦中・戦後地理教育史への証言」、「復刻・国定教科書(国民学校期・理数科編)解説」、一九八二年、ほるぶ出版。
- (21) 拙論「(皇國の姿) の特質」、前掲「解説」一七七ページ以下。

本稿は一九八七・八八年度成城大学特別研究助成費を受けた共同研究「アジアの教科書と日本の教科書」の第二次研究報告の一部をなすものである。